

## 登別市特別支援教育就学奨励費規則

### (目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、登別市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な補助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者又はそれに代わる者として登別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者をいう。
- (3) 世帯の構成員 住民基本台帳上の世帯が同一の者又は住民基本台帳上の世帯が別であっても生計が同一の者をいう。
- (4) 学校長 児童生徒が就学する学校の校長をいう。

### (援助の費目)

第3条 特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の費目、支給方法等は、別表のとおりとする。ただし、特別の教育課程に在籍する者に対しては、別表の費目のうち通学費に限り支給する。

### (受給の資格)

第4条 就学奨励費の支給を受けることができる者は、登別市内に住居を有する保護者であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第81条第2項の規定により登別市内の小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）又は義務教育学校に設置された特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に在学する児童生徒の保護者
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第40号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、心身の障害に応じた特別の指導（以下「特別の教育課程」という。）を受ける児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就学奨励費の支給の対象としない。

- (1) 生活保護法第12条の規定による生活扶助又は同法第13条の規定による教育扶助を受けている世帯の保護者
  - (2) 登別市児童生徒就学援助規則（平成28年教育委員会規則第 号）の規定による就学援助の支給の認定を受けている保護者
  - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所または入院し、当該施設で就学における措置費または療育の給付を受けている児童生徒の保護者
- （支給区分）

第5条 就学奨励費の支給区分は、次に掲げる区分のとおりとする。

- (1) 保護者の収入額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1項に規定する世帯の収入の額をいう。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条に規定する基準需要額（以下「基準需要額」という。）の1.5倍未満の場合 第1号区分
  - (2) 保護者の収入額が基準需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合 第2号区分
  - (3) 保護者の収入額が基準需要額の2.5倍以上の場合 第3号区分
- （受給の申請）

第6条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、登別市特別支援教育就学奨励費支給申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、毎年度、教育委員会が定める申請の期限までに申請するものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（別記様式第2号）
- (2) 世帯の構成員の申請の日の属する年の前年（申請受付日が1月1日から3月31日の場合は前々年）における収入の状況を証明する書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、学校長を経由して行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（受給者の認定）

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請書及び書類の提出があったときは、当該申請の内容を審査の上、就学奨励費の支給の可否及び第4条の規定による支給区分を決定し、特別支援教育就学奨励費（否）認定決定通知書（別記様式第2号）により学校長を通じて申請者に通知するものとする。

（就学奨励費の支給額）

第8条 就学援助の支給額は、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

（就学奨励費の開始）

第9条 就学奨励費は、第6条の規定による申請の日が属する年度の4月1日から開始する。

(支給の廃止)

第10条 保護者が、転学等により第3条の対象者に該当しなくなったとき又は保護者が受給を辞退したときは、支給を廃止する。

(異動の届出)

第11条 第7条の規定により就学奨励費の支給の認定を受けた者(以下「受給認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに教育委員会に届け出るものとする。この場合において、受給認定者が当該届出を行わなかったときは、校長は、被認定者に代わって教育委員会に対し届け出ることができる。

(1) 第3条各号の規定に該当しなくなった場合

(2) 児童生徒若しくは保護者が登別市以外に転居した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が、就学奨励費の支給の必要がなくなったと認めた場合

(認定の取消等)

第12条 教育委員会は、受給認定者が就学奨励費を必要としなくなったとき又は虚偽その他不正の行為により支給の認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学奨励費の支給額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、教育委員会において返還を要しないと認めた者についてはこの限りでない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に教育委員会から就学奨励費の支給の認定を受けている保護者は、この規則による就学奨励費の支給の認定を受けた保護者とみなす。

## 別表 (第3条関係)

項目	定義	支給方法	支給対象	支給学年
----	----	------	------	------

1 学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費（2学年以上は通学用品費含む）	保護者へ直接支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯	全学年
2 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料	保護者へ直接支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯	小学校にあっては1～4学年、中学校にあっては1学年
3 校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料	保護者へ直接支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯	小学校にあっては第5学年、中学校にあっては第2学年
4 修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他経費	保護者又は学校へ支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯第1区分及び第2区分に該当する世帯	小学校にあっては第6学年、中学校にあっては第3学年
5 体育実技用具	児童生徒が正課の体育又は保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているもの（教育委員	学校を経由し保護者へ現物支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯	小学校にあっては第1学年及び4学年、中学校にあっては第1学年 （中等教育学校に在籍する生徒は対象としない）

	会から学校へ貸与しているものを除く。)			
6 新入学児童生徒学用品購入費	小学校又は中学校に新入学するものが通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	保護者へ直接支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯	当初認定を受けた小学校、中学校ともに第1学年
7 通学費	通級指導を受けるために交通機関を利用するための実費	保護者へ直接支給	(1) 全額 第1区分及び第2区分に該当する世帯 (2) 半額 第3区分に該当する世帯	全学年 (中等教育学校に在籍する生徒は対象としない)
8 学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の学校給食に要する経費	学校へ支給	第1区分及び第2区分に該当する世帯	全学年

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

登別市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

登別市特別支援教育就学奨励費支給申請書

就学奨励費の支給を受けたいので、登別市特別支援教育就学奨励費支給規則第6条の規定により申請します。

なお、就学奨励費の支弁区分の決定にあたり、私と私の世帯の市民税課税状況及び住民基本台帳を確認することに同意します。

学 校 名	学校
学 年 ・ 学 級	年 学級
ふ り が な 児 童 生 徒 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

（整理番号）No.

保護者 等氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等			※都道府県の地区別区分 （Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ） 地域の級地区分 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3-1, 3-2		学校長確認印
世帯の収入状況			世帯の状況（昨年12月末日現在）			需 要 額 等					
			氏名	生年月日 （満年齢）	在学学校名・学年 （特別支援学級通学の有無）	教 育 扶 助 基 準			生 活 扶 助 基 準		
通学費	※ 学校給食	※ 基準額				※ 第1類	※ 期末 一時扶助	※ 第2類			
所得 控 除 前	総所得金額	円	年 月 日 （ 才）		円	円	円	円	円	f（基準額）	
	退職所得金額		年 月 日 （ 才）							円	
	山林所得金額		年 月 日 （ 才）							g（地区別冬季加算額）	
	計	A	年 月 日 （ 才）							円	
所得 控 除	社会保険料		年 月 日 （ 才）							h 住宅扶助基準	
	生命保険料		年 月 日 （ 才）							円	
	地震保険料		年 月 日 （ 才）							i 需要額 ※	
	計	B	年 月 日 （ 才）							（a～hの合計）	
所得額（A－B）	C	※	年 月 日 （ 才）							収入額 需要額 ※	
所得月額（C×1/12）	D	※	年 月 日 （ 才）							F i	
障害者加算控除 （保護基準により算定）	E	※	年 月 日 （ 才）								
収入額（D－E）	F	※	合 計			a ※	b ※	c ※	d ※	e ※	
明 通 細 学 費	（通学費を要した者ごとに記入すること）				特記事項				支弁区分 □Ⅰ段階（令第2条第1号該当） □Ⅱ段階（ " 第2号該当） □Ⅲ段階（ " 第3号該当）		

（注） 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。  
2. 整理番号は個人支給台帳の番号に合わせること。

別記様式第3号（第7条関係）

登 第 号  
年 月 日

様

登別市教育委員会  
教育長

年度 特別支援教育就学奨励費（否）認定決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり  
決定しましたので通知します。

記

1. 児童生徒氏名
- 2 認 定 可 否      認定 ・ 否認定
- 3 支 弁 区 分      段階（収入額が需要額の      ）  
【令第 条第 号該当】
- 4 支 給 予 定 日      年 月 日
- 5 支 給 額      合計      円

（内訳）

（教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、登別市を被告として（訴訟においては登別市を代表する者は登別市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。